相模原市監查委員公表第13号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき市立小・中学校の監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和3年7月8日

相模原市監査委員 髙 梨 邦 彦

同 橋 本 愼 一

同 古 内 明

同 桜 井 はるな

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査

2 監査の実施日程

今和3年4月27日から同年7月5日まで

3 監査の対象

(1)対象校

新磯小学校、麻溝小学校、中央小学校、大野台小学校、大島小学校、大野台中央小学校、中野小学校、千木良小学校、上鶴間中学校、相武台中学校、相原中学校及び中野中学校

(2)対象事務

令和2年度及び令和3年度に執行した次に掲げる事務。ただし、必要に応じて令和元年度以前に執行した事務についても対象とした。

- ア 児童・生徒の安全確保について
- イ 現金等の管理について
- ウ 備品の管理について

4 主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、相模原市監査基準(平成29年相模原市監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。)第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

監査対象事務	リスク	主な着眼点
(1)児童・生徒	遊具等において	遊具等の維持管理は安全確保の観点
の安全確保に	事故が発生するリ	から適切に実施されているか。
ついて	スク	ア 点検は適切に実施されているか。
		イ 修繕は適切に実施されているか。
	薬品等の紛失及	理科薬品の管理は適正に行われて
	び事故発生のリス	いるか。
	ク	
(2)現金等の管	現金等が紛失す	現金等の管理及び出納は適正に行
理について	るリスク	われているか。

(3)備品の管理	備品が紛失する	備品の管理は適正に行われている
について	リスク	か。

5 主な監査手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、監査対象校及び教育委員会に関係書類、資料等の提出を求め、事務局による書面調査、現地での聞き取り調査等を行った。また、監査委員による現地実査を実施した。

6 監査の結果

監査対象校における事務執行については、監査基準及び令和3年度小・中学校 等監査実施計画に基づき監査した限りにおいて、おおむね良好と認められた。